

施策名：国際法の形成・発展に向けた取組

個別分野1：国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

中期目標

- 1 国際社会における「法の支配」を推進する。
- 2 国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。
- 3 国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献

- 国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に対し、人材面や財政面等から貢献した。上川外務大臣による国際司法機関（国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所（ICC）、国際海洋法裁判所（ITLOS））への訪問（令和6年1月）や赤根智子ICC裁判官のICC所長への選出（令和6年3月）、ITLOS裁判官選挙における堀之内秀久氏の当選（令和5年6月）、大陸棚限界委員会（CLCS）委員選挙における山崎俊嗣委員の再選（令和4年6月）、国連国際法委員会（ILC）委員選挙における浅田正彦氏の当選（令和3年11月）が実現した。（外務省ホームページ「[国際法](#)」参照）
- 国際法分野及び国際私法分野における法典化作業及び条約やモデル法の作成作業に貢献した。特に、ILCにおいては、日本の村瀬信也委員（当時）は「大気の大保護」に関する特別報告者を務め、令和3年にはガイドラインが採択され、新しい法分野における国際法の発展に寄与した。また、気候変動による海面上昇で海岸線が後退した場合も、国連海洋法条約（UNCLOS）に従って設定された既存の基線及び海域の維持は許容されるとの立場を採用することを決定し、各国に対して積極的にアウトリーチすることで、国際社会における同議論をリードした。
- 国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国連海洋法条約の下での協定（BBNJ協定）の作成に向けた議論に積極的に参加・貢献したことで、同協定の採択（令和5年6月）につながった。

今後の方向性

- 国際法分野及び国際私法分野における各種国際フォーラム（国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、ハーグ国際私法会議（HCCH）等）において、日本政府としての意見を表明するとともに、ICJ、ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所（PCA）、ILC、CLCS及び国際海底機構（ISA）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 今後も海洋法分野に係る国際会議に積極的に参加し、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・発展に更に貢献する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

国際法についての知見の蓄積・検討

- 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積
 - 国内外の研究者との間で条約法や外交領事等国際法上の論点に係る研究会等を実施した。
 - 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施した。
- 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進
 - 上記の取組で得られた国際法上の知見も活用し、パレスチナ占領地に関する国際司法裁判所勧告的意見手続における陳述書の提出及び口頭手続での陳述実施（令和5年7月及び令和6年2月）、気候変動による海洋環境への影響に関するITLOS勧告的意見陳述書の提出（令和5年6月）を始めとする政策への反映を実現した。

国際法の普及活動の推進

- 国際法に関する知識の普及及び理解の促進、国際法に携わる人材育成
 - 東京大学を始めとする都内大学における国際法の講義を積極的に引き受け、計112回開催した。
 - 外務省主催、日本弁護士連合会及び国際法学会共催で国際法研修「東京国際法セミナー」を実施し、アジア・アフリカ諸国の行政官の国際法知識の向上及び日本における国際法分野の人材育成を推進した。
 - 国際法模擬裁判「アジア・カップ」や「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、国際裁判で活躍する人材の育成を推進した。

今後の方向性（続）

- 国際法の諸分野に関する国内外の各種会合への積極的な参加を通じ、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に更に貢献する。
- 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策を積極的に進める。
- 大学における国際法の講義等を積極的に引き受けるとともに、外務省HPの更新を始め、国際法関連の情報提供を更に充実化させることで、国際法に関する知識を普及する。
- 国際法研修「東京国際法セミナー」、国際法模擬裁判「アジア・カップ」、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」等を引き続き実施するとともに、各取組への参加対象の拡大又は参加者増に向けた改善を加え、国際法人材の育成体制を強化する。

評価結果

- 国際社会における「法の支配」の推進の観点から、主要な国際司法機関や国際機関における議論に積極的に参加するとともに、これらの機関に人材面及び財政面で貢献することができた。
- 国際法の諸分野に関する各種会合や協議への参加、国内外の国際法学者や実務家との連携などを通じて得られた国際法に関する最新の知見を基に、我が国の課題や関心事項について法的観点から検討を行い、我が国の政策に効果的に反映させた。
- 国内外の大学や研究機関等における講演会や意見交換会、日本の法曹関係者との連携、国際裁判機関等インターンシップ支援事業などは、国際法の普及活動及び人材育成を推進する上で非常に効果があった。他方、各取組への参加者の増加に向けた取組や、情報の受け手側への配慮を念頭に、対外発信方法等を改善する必要性が明らかになった。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

- 1 国際法の形成及び発展を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を人的及び財政的に支援し、グローバル・サウスも念頭に、引き続き「法の支配」を推進する。
- 2 様々な重要テーマや国際裁判等の手続に関して、国際法学者・専門家等との意見交換を通じて今後とも継続的に知見を蓄積するとともに、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。
- 3 国際法に関する知識を普及するとともに、国内外において国際法に携わる人材を育成する。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。